

「川崎市感染症予防計画（案）」に関する意見募集の実施結果について

1 概要

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」の改正により、従来は都道府県のみ策定が義務付けられていた「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（感染症予防計画）」の記載事項を充実させるほか、保健所設置市においても一部の事項で策定が義務付けられました。

これらの経過を踏まえ、川崎市では、次の感染症危機に備え、地域における感染症対策を主体的・機動的に推進するため、「川崎市感染症予防計画」を策定することとし、令和6年度～令和11年度を計画期間とする計画（案）を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、3通4件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

募集期間	令和5年12月20日（水）から令和6年1月31日（水）まで
提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、FAX、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページ・市政だより（1月1日号掲載）・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー・各市民館、各図書館・健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当（川崎市役所内）・市内医療関係団体等への周知
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー・各市民館、各図書館・健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当（川崎市役所内）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		3通（4件）
内訳	電子メール	1通（2件）
	FAX	2通（2件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

意見募集の結果、感染症に関する知識の普及・情報提供に関すること、医療提供体制の確保に関すること、医療従事者の人権の尊重に関することについて御意見が寄せられました。

寄せられた御意見は、案に沿ったものであったことから、所要の整備を行った上で、案のとおり「川崎市感染症予防計画」を策定します。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

A：御意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映させるもの

B：御意見の趣旨が計画案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

C：今後計画を推進する上で参考とするもの

D：質問・要望の意見であり、市の考え方を説明・確認するもの

E：その他

項目	市の考え方（単位：件）					件数
	A	B	C	D	E	
(1) 感染症に関する知識の普及・情報提供に関すること	0	1	0	0	0	1
(2) 医療提供体制の確保に関すること	0	1	0	0	0	1
(3) 医療従事者等の人権の尊重に関すること	0	2	0	0	0	2
合計	0	4	0	0	0	4

5 具体的な御意見（要旨）と意見に対する市の考え方

（１）感染症に関する知識の普及・情報提供に関すること

No.	意見内容	意見に対する市の考え方	対応区分
1	<p>新型コロナの時は、濃厚接触者の待機期間が頻繁に変わり、何が正しい情報かわからなかった。誰にでもわかりやすく、広く行き届く情報提供を常日頃からお願いしたい。</p>	<p>本計画の第2章5（1）（P5）等に記載のとおり、市民への情報提供については、感染症の発生予防及びまん延防止や人権の尊重等のために重要であると考えております。</p> <p>日頃からホームページやSNSなど複数の媒体を用いて、正しい知識の普及や感染症情報の発信をより一層理解しやすい内容で行うとともに、新興感染症の発生・まん延時におきましても、市民の混乱を招かないよう配慮しつつ、的確かつ速やかな情報提供に務めてまいります。</p>	B

（２）感染症に係る医療提供体制の確保に関すること

No.	意見内容	意見に対する市の考え方	対応区分
1	<p>発熱時に受診したくても診察してくれる医療機関が少なく、そもそも予約が取れないため受診できなかった。今後はそのようなことがないように、体調が悪い時は受診できるような体制にしてほしい。</p>	<p>コロナ禍を踏まえて、今後の新たな感染症の発生・まん延時において速やかに必要な医療が提供できるよう、平時から県と医療機関等の間で入院や発熱外来などの体制を確保するための協定を締結する仕組みが来年度から始まります。</p> <p>本市といたしましては、この協定の実効性を確保するため、県や市内医療機関、医療関係団体等との情報共有や役割分担の整理を行うなど、平時から連携体制を深めてまいります。</p>	B

(3) 医療従事者等の人権の尊重に関すること

No.	意見内容	意見に対する市の考え方	対応区分
1	<p>新型コロナウイルスの流行初期は、医療従事者は家族に配慮して帰宅を自粛したり、保育園・幼稚園から登園自粛要請を受けたりした。</p> <p>新興感染症患者の対応を行う医療機関関係者への人権的な配慮が必要である。</p>	<p>医療従事者の人権への配慮については、本計画の第2章6 (P6) や第3章10 (P22～23) に記載のとおり、感染症の患者とともに、医療従事者等の人権についても尊重され、差別を受けることがないように配慮していくことが重要と考えており、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて改めて認識したところです。</p>	
2	<p>新型コロナウイルスの発生当初は、医療従事者は周囲への配慮として、自宅に帰らず病院の寮を利用したり、公共交通機関の利用を控えたりしていた。また、外出を推奨するようなキャンペーンが国から発信されたが、医療従事者はリスクを考えたら行くべきではない、現場を離れて他の職員に負担をかけられない、田舎に帰りたくても周囲の目が厳しくて帰れないなど、逃げ場のない精神的負担が多かった。</p> <p>新興感染症患者の対応を行う医療機関職員への人権的な配慮や改善策を検討していただきたい。</p>	<p>そのため、様々な媒体を用いて感染者や医療従事者及びその家族に対し、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう関係機関及び関係団体等と連携しながらより一層感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。</p>	B